

花巻市告示第416号

花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年10月6日

花巻市長 上 田 東 一

花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宿泊施設において新型コロナウイルス感染症対策及びワーケーション等の受入環境整備（以下「感染症対策等整備」という。）を行う市内宿泊事業者に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）及びこの要綱により花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内宿泊施設における感染症対策等整備の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内宿泊事業者 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）交付要綱（以下「県交付要綱」という。）第2（1）に規定する宿泊事業者のうち、市内において宿泊施設を経営する者をいう。
- (2) ワーケーション等 観光地など通常の職場以外でテレワーク等で働きながらの休暇を楽しむもの並びに自宅から2時間圏内の地元又は近隣への宿泊観光や日帰り観光をいう。
- (3) 県補助事業 県交付要綱第4に規定する補助事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県補助事業を実施する市内宿泊事業

者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、県交付要綱別表第1に規定する補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の4分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、別表に掲げる額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 県交付要綱別表第2に規定する観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策等整備事業)交付申請書(様式第1号)の写し

(2) 前号の申請書に添付した事業計画書(様式第2号)及び収支予算(様式第3号)の写し

(3) 岩手県補助金規則(昭和32年岩手県規則第71号)第7条の規定により岩手県知事が申請者に通知した補助金交付決定通知書の写し

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 申請者が第6条に規定する補助金の交付申請の内容を変更する場合は、花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 県交付要綱別表第2に規定する観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策等整備事業)変更承認申請書(様式第4号)の写し

(2) 前号の申請書に添付した事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）の写し

(3) 岩手県補助金規則第12条の規定により岩手県知事が申請者に通知した補助金交付決定変更通知書の写し

（決定の変更）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、第7条又は前条の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、花巻市宿泊施設感染症対策等整備事業補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 県交付要綱別表第2に規定する観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）請求書（様式第6号）の写し

(2) 前号の報告書に添付した実績報告書（様式第7号）、事業実績書（様式第2号）及び収支決算書（様式第3号）の写し

(3) 完成写真等（事業実施前と実施後の様子を比較できるもの）

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定等の取消し）

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定等を取り消したときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和3年6月18日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

補助上限額 (1施設あたり)	
宿泊者収容人数	上限額
500人以上の施設	1,250,000円
100人から499人までの施設	750,000円
50人から99人までの施設	500,000円
50人未満の施設	250,000円